

要領第6号

国立研究開発法人建築研究所研修評価実施要領を次のように定める。

平成29年2月2日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本雄三

国立研究開発法人建築研究所研修評価実施要領

1 目的等

本要領は、国立研究開発法人建築研究所の実施する開発途上国等の技術者等に対する地震工学に関する研修（以下、「国際地震工学研修」という。）の内容の充実を図るため、学識経験者から構成される評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設け、その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 評価委員会の設置

国際地震工学センターが行った研修の実施状況、研修成果、研修実施体制等に関する評価及び国際地震工学センターが行った自己評価についての助言を行うため、評価委員会を設置する。

評価委員会は、地震学部門、地震工学部門から委員各二人以内で組織する。

3 委員の委嘱

委員は、研修に関係のある学識経験者（ただし、建築研究所の役職員を除く。）から理事長が委嘱する。

4 外部学識経験者の任期

委員の任期は二年以内とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長

評価委員会に委員長一人を置く。

委員長は、委員の互選により選任する。

6 評価等

評価委員会は、国際地震工学センターが行った自己評価を基に、研修の実施状況、研修成果、研修実施体制等の評価及び自己評価の各項目（以下、「研修評価項目」という。）の助言を行う。

国際地震工学センターが行う自己評価は、前年度の研修評価項目に対する助言を

適切に反映して行う。

国際地震工学センターは、助言の内容を踏まえた評価結果を国際地震工学研修に適切に反映させ、さらなる研修の改善を図る。

7 事務局

評価委員会の事務は、国際地震工学センターが行う。

8 その他

この要領に定めのない事項を含め、運用上必要な細則は、事務局が委員長の意見を聴いて定める。